

令和2年10月30日

所 属 長 様

町 長

### 令和3年度予算編成方針

令和3年度の予算編成にあたっては、次代へつなぐための基盤の構築を念頭に、現在だけではなく未来を見据えた価値ある取り組みを基本とし、持続性を最重要視されたい。

本町は、少子高齢化の進展に伴う人口減少等により、自主財源である町税は減収が続き、今後も早急に改善する見込みはない。一方、本町の行財政運営において主たる財源である地方交付税においては、令和2年度より地域社会再生対策費が新たに設けられたことにより一定額が確保され、収支見込が改善する要因となっている。

他方、歳出においては、人件費や長期債の償還などの義務的経費の増加が続き、加えて、電算システムの更新等に伴う物件費の増加などから、今後も厳しい財政運営が見込まれるため、効率的かつ効果的な予算の編成が求められる。

また、国の動向は、①電子化による業務改革、②経営改革、③地方財政の「みえる化」、④公共施設等の適正管理を主題とするこれまでの基本施策を踏襲しつつも、終息の見えない新型コロナウイルス感染症予防対策経費の捻出や新しい生活様式の提唱に伴う新たな施策を推進することとされている。

よって、各職員においては、人口減少や少子高齢化などの眼前の課題対応とともに、本町の将来を見据えたうえで、7つのプロジェクトの推進を基軸とし、次代への継承を意図した予算の編成に努めてもらいたい。

## 【予算編成の基本的事項】

1. 令和3年度は昨年度に引き続いて“枠配分方式”による予算編成手法による編成とするので、各所属長は予算編成事務の流れはもとより、施策課題への取組み手法及び費用対効果等に留意をしつつ、効果的な予算の編成に取り組むこと。
2. 令和3年度当初予算の枠配分方式は先日送付した「予算編成留意事項」及び「令和3年度経常経費枠配分額一覧」に基づくものとする。
3. 事業計画要求ベースにおいて歳入歳出の不足を確認するため、事業計画で要求のあった全事業について仮計上したところ、仮計上において一般財源ベースで大幅な歳入不足が見込まれることから、別紙「令和3年度事業採択方針」のとおり判断を行っている。一覧表において、不採択と判断された事業は令和3年度当初予算への計上は行わないものとする。条件付採択については、備考欄に記載している事項を踏まえ予算の要求を行うものとする。なお、計上する事業であっても事業計画ヒアリングにおいて疑義や意見のある点について、十分に留意の上、予算要求をなされたい。  
また、昨年と同様に要求のなされた予算について、財政係との予算ヒアリング結果に支障がある場合、所属長等協議において調整を図るものとする。
4. 歳入全般に渡り増収策を図り、予算計上すること。なお、小額であっても遺漏なく計上すること。また、歳入歳出全般に渡り、積算根拠を省略して予算要求を行うことは厳に慎むこと。

5. 国の令和3年度地方財政計画を踏まえた収支見込の確定を経て、1月下旬に最終的な事業費を確定するものであり、予算査定をもって予算措置を担保するものではないこと。
6. 政策的課題及び来年度以降の制度設計、事業内容の確定していない施策等については、早急にその方向性を決定し、令和3年度予算に反映させること。
7. 枠配分方式により予算案を取りまとめるにあたり、予算要求基準を下記の通り定めるので、積算の参考にすること。
  - ① 枠配分額は令和2年度当初予算の一般財源額を基に、制度改正等、増額がやむを得ないものについて経常経費の増額を反映させ、令和2年度予算で事業が完了したものについて、減額して枠配分額を決定している。
  - ② 3.に示す「令和3年度事業採択方針」の事業以外の新規裁量事業について予算要求は可能である。但し、新規裁量事業の財源については、枠配分や裁量事業の再編・改廃により生ずる一般財源の確保を検討すること。
  - ③ 国庫補助、府補助等の特定財源を持つ事業において、補助率の引下げ等が発生した場合は、事業費そのものの縮減に努めること。なお、事業費縮減による事業効果の維持が困難である場合、分担金、手数料等の受益者負担金の徴収・増額等の財源確保策を十分に検討すること。
  - ④ 工事請負費、備品購入費等の積算にあたっては積算基準等の参考資料を十分に精査するものとし、積算基準によりがたい場合は過年度に執行された入札結果等を参考に要求すること。
  - ⑤ 人件費については、事業計画調査において提出された総人件費見込に留意しつつ、可能な限り総人件費の抑制に努めること。
  - ⑥ 物件費については、年度当初からの流用が多く見受けられるので、抑制に努めつつ、真に必要な費目において計上すること。

- ⑦ 維持補修費について、各施設における経常的な修繕費を認めるところであるが、具体的な修繕対象物件や必要経費が判明している場合は積算根拠を明記すること。
  - ⑧ 扶助費については、各事業における自然増減による支給対象者の増減並びに法令改正による支給単価の増減を適正に見込み、特に過年度の当初予算見込と決算の乖離について分析を行い、要求額が過大にならないよう検証の上、要求すること。
  - ⑨ 補助費等については、団体補助金の一層の見直しを図るとともに、実績を踏まえた予算化に努めること。また、一部事務組合等への負担金は、当該団体との連携を密にしつつ、適正範囲において要求すること。
  - ⑩ 各特別会計等への繰出金は、繰出基準を遵守するところであり、基準外繰出を要する場合は、当該特別会計の予算を極力縮減の上、ヒアリング時に財政係と協議すること。なお、予算の要求にあたっては、一層の縮減に努めて予算要求を行うこと。
  - ⑪ 各特別会計の当初予算時における繰越金の見込みは、過年度の決算を参考にしつつ、各会計の月次支払状況を勘案の上、見込むこと。
8. 今後、収支見込が変動することがありえるので、予算の最終調製については、令和3年度地方財政計画の確定をもって判断するものとする。